

令和 2 年度第 2 次補正予算の概要

ス ポ ー ツ 庁

(単位：億円)

令和 2 年度
第 2 次補正予算額

<p>○ スポーツイベントの再開支援</p> <p>全国規模のスポーツイベントにおける感染症の拡大防止対策、集客のための広報、試合会場の確保等への支援、及び部活動全国大会の代替地方大会の開催への支援を通じ、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は開催を促進する。</p>	<p>20</p>
<p>◆ 全国規模のスポーツイベントの再開支援</p> <p>全国規模のスポーツイベントの主催者による会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、継続的な集客等のための広報、施設の確保等に必要な費用の一部を補助することにより、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進する。</p>	<p>12</p>
<p>◆ 部活動全国大会の代替地方大会の開催支援</p> <p>学校の部活動の全国大会が中止されたことに伴い、生徒のこれまでの活動の集大成の場としての地方大会の開催に必要な運営経費や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補助することにより、地方大会の開催を促進する。</p>	<p>8</p>
<p>○ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされた文化芸術・スポーツ関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術・スポーツ関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。</p>	<p>509</p>

◆趣旨・目的

全国規模のスポーツイベントの主催者による①会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、②継続的な集客等のための広報、③施設の確保、④選手等の非感染状態確認のために必要な費用や、部活動の全国大会に代わる地方大会の開催に必要な費用を補助することにより、様々なスポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は開催を促進する。

◆支援内容：以下のⅠ及びⅡに必要な経費を補助する。

Ⅰ 全国規模のスポーツイベントの再開支援

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止

- ✓ サーモメーター、消毒用アルコール等の購入に係る経費
- ✓ 検温、監視、観客情報の把握等を行う人員の確保に必要な経費

②継続的な集客等のための広報

- ✓ 適切な感染拡大防止策を講じている旨の広報や集客のための広報に必要な経費
- ✓ 感染への不安等から自宅での観戦を希望する者や新規ファンとなり得る潜在的顧客に対し、臨場感を持って観戦可能な放送・配信用コンテンツの作成等に必要な費用

③施設の確保

- ✓ イベントの会場となるスポーツ施設の使用料等の経費

④選手等の非感染状態確認

- ✓ 身体的接触を伴う競技について、選手が安心して試合に臨めるようにするため、選手及び関係者に対する民間のPCR検査、抗原検査等の実施に必要な経費

Ⅱ 部活動全国大会の代替地方大会の開催支援

- ✓ 学校の部活動の全国大会が中止されたことに伴い、生徒のこれまでの活動の集大成の場としての地方大会の開催に必要な運営経費や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

※ 感染症対策を十分に講じた地方大会の開催支援を通じて、最終学年の生徒が推薦入試等において活用できる競技成績を得られる機会を確保することにより、スポーツ分野における生徒の進路選択の幅を広げることに資する。

◆補助対象等

- Ⅰ 全国規模のリーグ又は大会の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等
：1会場当たり 上限1,000万円（1/2補助）
- Ⅱ 部活動の全国大会の代替として開催される地方大会の主催者（都道府県及び都道府県の高体連、競技団体等）
：1大会(総合競技大会)当たり 上限1,000万円（定額補助）※競技ごとの大会も支援対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主に対し、感染対策をとりつつ、活動の再開・継続を行うための積極的取組に必要な経費を支援する。

◆対象者

- ・スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている、**常時従業員数20人以下の一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人又は任意団体**
※会社及び会社に準ずる営利企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）は対象外
- ・スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている**個人事業主（フリーランスを含む。）**

◆対象経費

(1) 以下の①～③のいずれかの取組（複数可）

- ① **スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組**
- ② **スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続や回復のための取組**
- ③ **雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組**

(例)

- ① 広報のためのチラシの作成、試合の動画配信
- ② 会場使用料、試合・練習環境整備、技能向上のための資料、器具等の購入
- ③ 法人格取得に向けた専門家への相談費

(2) (1) の取組と併せて行う、**業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組**

◆補助率等

上記 (1) の経費 **2/3 (上限100万円)**

※ **補助対象経費の 1/6 以上を、ICTを活用した非対面型事業モデルへの転換やテレワーク環境の整備に充てる場合は3/4 に引き上げ**

(2) の経費 **定額 (上限50万円)** ※ ただし (1) の補助額が上限

◆ **(1) (2) 合計の上限額は150万円**

◆ **共同事業の場合、【共同事業者数×150万円】で 1,500万円が上限**

(例)

- ・ 非対面・遠隔(オンライン)で事業を実施するために必要な設備・システムへの投資
- ・ テレワーク実施のために必要なクラウドサービス、WEB会議システムや人事会計システムの導入